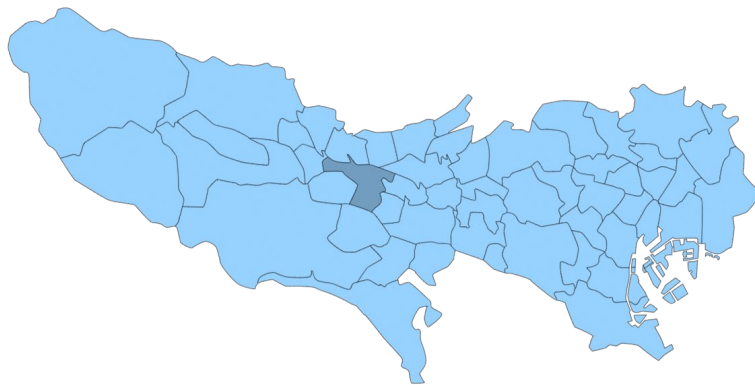


「『孤独死・孤立死』の実態把握に関するワーキンググループ」自治体・有識者ヒアリング

R5.9.12 オンライン

東京都立川市 高齢福祉課の取組状況と課題



本市は、東京都のほぼ中央、少し西よりに位置し、JR立川駅周辺は商業が発展し人が集まり、市域の中央部分には国営昭和記念公園や広域防災基地などがあります。面積は、24.36 km^2 、人口は、96,144世帯、185,552人(R5.4.1現在)

立川市人口 185,552人

高齢者人口 45,923人（高齢化率 24.7%）

日常生活圏域 6か所（地域包括支援センターを設置）

介護サービス事業者数

CM事業所（47か所） ヘルプ事業所（47か所）

訪問看護事業所（20か所） デイサービス事業所（24か所）

医療機関数（立川市医師会）121か所

報告者
在宅支援係 石垣裕美

立川市の 「地域包括ケアシステムの構築・深化・推進」の考え方

認知症になっても、要介護状態になっても、この立川市で住み続ける、もう少し長生きがしたいと思えるような地域づくり。そして、**最期を迎える時に、「立川市でよかった」と**思ってもらいたい。（立川市地域ケア推進会議より）

○自立支援の考え方

高齢者本人の「ありたい自分」を大切に、ご本人の人生がまっとうできるように支援する。できないことを補完するだけでなく、やりたいことをサポートする。

（介護予防業務連絡会、自立支援会議より）

○意思決定支援の考え方

「Nothing about me without me」_障害者権利条約の一部改変

「私のことを考える時、私を抜きに考えないで」とし、高齢者本人を抜きにして、支援方針などを決めないことがルール。

（権利擁護業務連絡会より）

「生と死」の考え方

積極的治療をして、病院などで長生きする、緩和治療等により、自宅で普通に過ごす、を支える支援。人生の長短、死に場所にはこだわらない。

平成24年3月

障害児と母親の自宅死、高齢母と娘の自宅死が相次いだことにより、「総合的な見守りシステム」を構築

【総合的な見守りシステム】

1. 見守り専用ダイヤル「見守りホットライン」の開設 24時間365日受付可
平成25年当初は、250件程度の入電があったが、令和4年度は、53件
2. 民間事業者、地域活動団体など見守り協定を締結
令和4年度現在、112事業所・団体
通勤や日常活動において、異常を感じたら、立川市に通報する仕組み

孤独死・孤立死の状況

年 度	件 数
平成30年度	30件
平成31年度	46件
令和2年度	32件
令和3年度	32件
令和4年度	36件

分析

地域活動の参加・地域住民との交流・福祉関係者、民生委員等の関わりがない場合、生活保護受給者は、発見が遅れる。

➡**地域からの孤立**

* 件数は、高齢福祉課・生活保護担当課が把握したもの。立川市の全数ではない。

孤独死・孤立死に関する課題

孤独死・孤立死と看取り死、それぞれの課題 【個人と制度・仕組み】

孤独死・孤立死の課題は、「地域からの孤立」が大きな要因であることがわかっているのに、周知啓発の発信が不足し、具体的に何に備えておくのか提案がなされていない。

ACP・エンディングノート準備と並行して、「私はここにいる運動」を！

看取り死の課題は、在宅療養・介護、死への準備…までは、行われることが多いが、「亡くなったあとのこと」が、意外と抜けていることがある。いわゆる「葬祭執行」など死後事務に関する準備である。

【具体的な事例】

Aさんの場合

終末期を自宅で迎えるために、医療・介護関係者、友人が、本人の意向に添い準備を進め、最期を迎えた。その後、友人が死亡届を役所に提出したが、「死亡届出人」ではないため、受理されず、窓口でもめてしまった。

Bさんの場合

Bさん(50代)が看取り死したが、ご遺体を引き取る親族がおらず、警察介入し、遺体検案となってしまった。Bさんは、「検案だけは嫌だ」と生前、話していたのにも関わらず、最期の願いが叶わなかった。

最後に

こんな世の中になったら安心だと考える

昭和の時代は、同居家族も多く、近所付き合いや自治会活動も活発で、人知れず、家の中で死んでいく、まして数日気づかれないことは少なかったのではないかと考える。

日本の人口構造や社会のあり方の変化などから、もう**あの頃には戻れない**としたら、これから、安心して暮らしていくために、何があったら良いのか考察する。

晩婚化、非婚化により、少子化が加速し、**身寄りのない人**が増えていく。親族がいても、頼ることができない場合が多い。さらに、近年の物価等の高騰や非正規雇用の常態化により、経済的に余裕がない、もしくは**生活困窮者**も増えている。

「身元保証サービス」に期待せざるをえないと考える。

現状は、利用できる人は限定的で、一部に、不透明な事業所もあるようだ。しかし、成年後見制度は、老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による対象者の規定があり、日常生活自立支援事業では、カバーができない課題。

今後、安価で、安心して利用できる「身元保証サービス」が、きちんとした監督体制のもと、確立することを切に望む。